



Financial Services Tax Group

News Letter

July 2004

投資事業有限責任組合に係る 税務上の取扱い

投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下、「有責法」）が中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律を一部改正し、名称変更する形で改正され、2004年4月30日に施行されました。これに伴い、2004年6月18日に経済産業省大臣官房審議官（産業資金担当）の取引等の税務上の取扱い等に関する事前照会「投資事業有限責任組合及び民法上の任意組合を通じた株式等への投資に係る所得税の取扱いについて」に対して、国税庁課税部長から回答が行なわれ、国税庁のホームページで公開されました。本ニュースレターでは、この事前照会の内容について概説します。

I. 有責法の主な改正点について

従来の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づいて設立された中小企業等投資事業有限責任組合は、融資や債権買取りを行なうことができず、また、投資できる企業の範囲も限られていました。有責法においては、投資事業有限責任組合の事業範囲が、中小ベンチャー企業のみならず大企業や公開企業にまで拡充され、融資や金銭債権、社債の取得などの機能が追加されることにより、投資対象が拡大されました。

II. 投資事業有限責任組合または民法上の任意組合を通じた株式等への投資に係る個人所得税の取扱いについて

投資事業有限責任組合から受ける利益等に係る税務上の取扱いについては、個別通達「中小企業等投資事業有限責任組合に係る税務上の取扱いについて」により、民法上の任意組合と同様の取扱いが適用されることが明らかにされてきました。今回の事前照会

に対する回答によれば、個人投資家が投資事業有限責任組合や民法上の任意組合(以下、「投資組合」)を通じてベンチャー企業等に対する投資を行なった場合の個人所得税の所得区分および諸経費の取扱いについて明らかにされました。

1. 個人所得税の所得区分

個人投資家がベンチャー投資等を行なう投資組合を通じて得る所得には、株式等の譲渡に係る所得、利子所得、配当所得等の様々な所得があり、各投資家における所得金額の計算上、投資組合において発生する所得をその属性に応じて所得税法に規定する各種所得に区分することとなります。その際、個人投資家が得た株式等の譲渡に係る所得が、株式等の譲渡による雑所得もしくは株式等の譲渡による事業所得に該当するかまたは株式等の譲渡による譲渡所得に該当するかについては、租税特別措置法取扱通達37の10-2(株式等の譲渡に係る所得区分)において、当該株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行なわれているかどうかにより判定することとされています。

個人投資家が投資組合を通じて得た所得に関し、所得税基本通達36・37共 - 20の(1)の方法により所得金額の計算を行なっている場合には、下記の全ての要件が充足され、かつ、投資組合契約書等に記載されているときは、個人投資家が当該投資組合を通じて得た株式等の譲渡に係る所得は、株式等の譲渡による雑所得または株式等の譲渡による事業所得に該当するものとされています。

- 株式等への投資を主たる目的事業としていること
- 各組合員において収益の区分把握が可能であること
- 民法上の任意組合が前提とする共同事業性が担保されていること
- 投資組合が営利目的で組成されていること
- 投資対象が単一銘柄に限定されないこと
- 投資組合の存続期間が概ね5年以上であること

2. 投資組合の運営経費に係る税務上の取扱い

上記1. から の要件を充足する投資組合から発生した株式等の譲渡に係る所得が事業所得または雑所得に該当することとなった場合、個人投資家は当該組合の運営上発生する経費を所得の金額の計算上、必要経費として控除することとなります。

.....

本 News Letter でご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用又はより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース 税理士法人 中央青山
東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号 霞ヶ関ビル15階
金融部 (TEL 03-5251-2400)

パートナー : 藤本幸彦
織米太郎
大石克洋
松田結花
飯村鉄雄
鬼頭朱実
レイモンド・カーン
ディレクター : スチュアート・ポーター

シニア・マネージャー : 高木宏
マネージャー : 水谷猛雄
平井義一
高野公人
鈴木宏子
阿多宏司
鈴木俊二
中村賢次
川崎陽子